

望まない受動喫煙を防止

喫煙できる施設などルールが大きく変わります



改正された健康増進法が全面施行

四月一日から、受動喫煙対策を強化した健康増進法が、複数の利用者がいる全ての施設を対象に全面施行され、原則屋内禁煙などのルールが設けられます。同法は、望まない受動喫煙をなくすことを基本的な考え方として改正され、受動喫煙が健康に与える影響が大きい子どもや健康上に何らかの問題のある方などに特に配慮されています。

受動喫煙の影響

たばこは吸っている煙だけでなく、たばこから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールのほか多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙していませんが、周囲に漂っているたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。

受動喫煙が原因で発症した肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの疾患により、日本では年間一万五千人が死亡していると推計されています。そのため、受動喫煙が健康に与える影響は深刻です。

加熱式たばこ

タバコ葉やその加工品を燃焼させずに電気加熱して発生したニコチンを含む蒸気を吸入するたばこ製品を加熱式たばこと言います。加熱式たばこは、健康に与える影響やおいが紙巻きたばこより少ないという期待から、使い始めている方が多くいます。

健康増進法の改正のポイントと各施設の種類

昨年7月から、第1種施設で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。また、4月1日からは第2種施設で原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方が喫煙エリアへ立ち入ることを禁止するなどルールが大きく変わります。



多くの施設において原則屋内禁煙となります。



20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りはできません。



屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要となります。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。標識は任意で作成するか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

第1種施設 原則敷地内禁煙

子どもや患者さんなど特に配慮が必要な施設

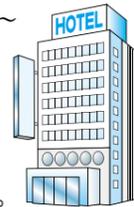
- ▶主な施設 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など
- ▶施行開始 昨年7月1日～
- ※屋外の通常立ち入らない場所に喫煙場所を設置することは可能です。



第2種施設 原則屋内禁煙

第1種施設・喫煙目的施設を除く全ての施設

- ▶主な施設 事業所、工場、ホテル、旅館、飲食店など
- ▶施行開始 4月1日～
- ※屋内に、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たした喫煙所は設置することができます。



経営規模が小さな既存の飲食店

経過措置として施設内で喫煙可能ですが、適用条件を満たす必要があります。

※喫煙場所の設置要件や、喫煙目的施設・経営規模が小さな既存の飲食店の適用条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

喫煙目的施設 施設内で喫煙可能

喫煙を主な目的とする施設

- ▶主な施設 バー、スナック、公衆喫煙所など
- ▶施行開始 4月1日～
- ※適用条件を満たす必要があります。

マナーからルールへ

しかし、販売開始からの年月が浅いため、現時点で長期使用に伴う健康への影響については明らかになっていません。また、たばこの煙にさらされることについて、安全なレベルは規定されておらず、煙の量が少なくても、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できないとされています。同法の改正は、加熱式たばこも同様に適用されるので、注意しましょう。

これまで喫煙する際には、歩きタバコをしない、ポイ捨てをしないなどのマナーが求められてきました。今後は、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするなど、周囲の方へ煙を吸わせないようにする配慮が必要になります。同法に基づくルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現を目指しましょう。

禁煙にチャレンジしよう！

喫煙する方の多くはニコチン依存症のため、たばこをやめにくくなっています。

市では、医療機関・調剤薬局・保健所が連携し、それぞれの窓口ですぐ禁煙外来の予約が取れる「市禁煙外来ネットワーク」を実施しています。禁煙治療による成功率は、自力でやめるより3～4倍高いといわれていますので、ぜひ利用してみてください。



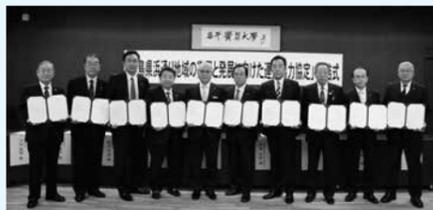
禁煙に遅すぎるといふことはありません。あなたの周りの方の健康のためにもチャレンジしてみませんか。

福島県浜通り地域の復興と発展に向けた連携協力協定を締結

1月25日、浜通り地域の復興と発展のため、同協定を締結しました。

▶締結者 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、学校法人昌平賢、市

▶内容 福島イノベーション・コースト構想の実現と夢ある未来づくりに向け、国内外の先進・類似事例などの調査研究分野において、連携・協力して取り組む



浜通り地域が一体となり、復興の将来像を共有

市民の健康長寿の実現に関する都市連携協力協定を締結

1月27日、市民の健康増進と健康長寿の実現に資することを目的に、長野県佐久市と同協定を締結しました。

同協定に基づき、人的交流を図り、保健・医療・福祉の分野において連携・協力して調査・研修等を行い、市民の健康づくり、地域包括支援体制の構築などの推進と人材の育成に取り組んでいきます。



健康長寿のまちとして高く評価されている佐久市と協定を締結

○お問い合わせ
保健所地域保健課
保健指導係
☎27・8594